

低公害車導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象車種

CNG車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド車【車両総重量2.5トン超】、ディーゼル車【車両総重量3.5トン以上（架装・減トン前）】

2. 助成対象車両

平成24年4月1日から平成25年3月15日までに新たに導入（初度登録）する事業用低公害トラックで、使用の本拠の位置が岐阜県下（岐阜・飛騨ナンバー）であること。

※割賦販売等により自動車販売会社等に車両の所有権が留保されないこと（リースの場合は除く）。

※買い取りでの一時的な所有権の留保は認めるが、実績報告書の提出期日までには必ず所有権留保を解除し、新旧の自動車検査登録証を添付すること（国の補助制度を併用の場合は、所有権留保は不可）。

3. 助成金額

平成24年度低公害車導入促進助成金交付額等一覧表のとおり（※1会員当り助成台数の上限あり）

4. 予算

2,830万円

5. 交付申請期間

平成24年5月21日（月）～平成24年12月21日（金）まで

6. 適用可否決定

上記の予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

7. 留意事項

(1) 低公害車導入促進助成事業実績報告

車両登録後1ヶ月以内にご提出下さい。（最終報告期限は平成25年3月15日）

なお、買い取りの場合は、登録後3ヶ月以内に車両代の完済が条件となります。

※ただし、最終支払い期限は、平成25年3月末日迄とする。）

(2) 国土交通省・全日本トラック協会の補助（助成）※申請様式等は岐ト協総務課へお問い合わせください。

・対象車両：CNG車、ハイブリッド車 【国交省は予定枠申込が9月のため注意】

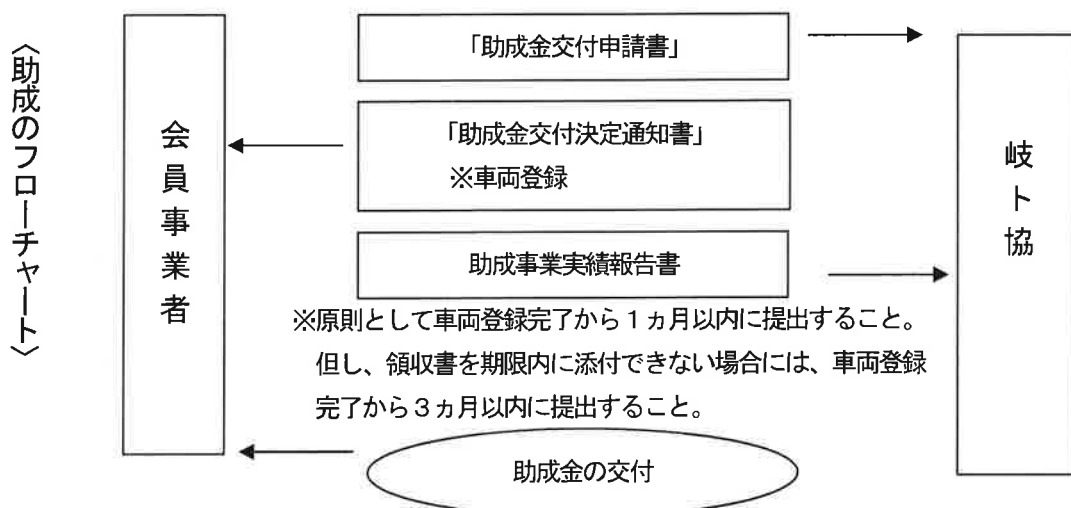
・申請要件：買取り3台以上【※緩和要件あり】、リースは1台で可（登録リース会社に限る）

※緩和要件：①資本金3億円以下または従業員300人以下の事業者であって、

②グリーン経営認証、安全性優良事業所(Gマーク)、ISO9001又は14001を取得している事業者は、1台から申請可。

(3) 導入効果等の報告

車両の活用状況、導入による効果等に関して報告していただきます（報告（調査票）は別途送付）。



※交付決定後の申請の変更又は取り下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。

平成24年度低公害車導入促進助成金交付額等一覧表

1. 助成金交付額

(1)CNG車(新車) 価格差の1/6 (単位:円)

最大積載量	価格差	国交省		全ト協	岐ト協	計
2tクラス	806,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	268,000	135,000	134,000	537,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	403,000	135,000	134,000	672,000
4tクラス	3,029,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	1,009,000	505,000	504,000	2,018,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	1,514,000	505,000	505,000	2,524,000

(2)ハイブリッド車 価格差の1/8 (単位:円)

最大積載量	価格差	国交省		全ト協	岐ト協	計
2tクラス	780,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	260,000	98,000	97,000	455,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	390,000	98,000	97,000	585,000
4tクラス	2,697,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	899,000	338,000	337,000	1,574,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	1,348,000	338,000	337,000	2,023,000

(3)CNG車(使用過程車改造) 定額助成 (単位:円)

最大積載量	改造費	国交省		全ト協	岐ト協	計
2トンクラス	806,000	改造費の1/3	268,000	100,000	100,000	468,000
4トンクラス	3,029,000	改造費の1/3	1,009,000	100,000	100,000	1,209,000

※注1) 国の補助を受ける場合には、その条件を満たすこと。

※注2) 地方自治体の補助がある場合、全ト協及び岐ト協の助成額から減額することができる。

※注3) 定めのない車種の助成金交付額は、別に定める。

(4)ディーゼル車 定額助成 (単位:円)

最大積載量	価格差	国交省	全ト協	岐ト協	計
2トンクラス	-	-	-	20,000	20,000
4トンクラス	-	-	-	50,000	50,000
8トンクラス	-	-	-	100,000	100,000

2. 助成台数上限【1事業者当り】

保有車両台数 (被牽引車を除く)	助成台数	
	CNG・ハイブリッド車	ディーゼル車
10台未満	2台	2台
30台未満	3台	4台
50台未満	4台	6台
100台未満	6台	10台
200台未満	8台	15台
300台未満	10台	20台
500台未満	15台	25台
500台以上	20台	30台

※保有車両台数は、平成24年3月31日現在とする。

※上記台数を超える場合は、1台当りの助成金額を変える場合がある。

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人 岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）がトラックの走行に伴い発生する環境問題、岐阜県地域における窒素酸化物（NO_x）等の排出問題の重要性に鑑み、貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するため、会員事業者（以下「事業者」という。）に対して低公害車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む。）、ハイブリッド自動車、電気自動車、及び車両総重量3.5トン超の軽油を燃料とするNO_x・PM法適合車をいう。

(低公害車導入に対する助成)

第3条 事業者が、岐ト協指定の低公害車を導入しようとするときは、岐ト協は予算の範囲内で、社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の助成制度を活用して、導入に要する費用の一部を助成する。

(助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。但し、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月15日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。

(交付申請)

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1による低公害車導入促進助成金交付申請書を、別に定める期日までに、岐ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 岐ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式2による低公害車導入促進助成金交付決定通知書により事業者に通知する。

2 岐ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、低公害車導入事業が完了したときは、完了した日から1ヶ月以内に、リースによる導入のときは様式3の(1)により、購入による導入のときは様式3の(2)により、低公害車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）を岐ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 岐ト協は、前条の低公害車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 事業者は、交付決定後、申請内容の変更又は取下げをするときは、様式4による低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書を岐ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、事業者は、速やかに様式5による低公害車導入促進助成金交付申請取下届出書を岐ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、岐ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部または一部を取消することができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 事業者が岐ト協を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、岐ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を要求することができる。

4 岐ト協は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく全ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、県外への移転及び変更登録、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第13条 岐ト協は本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求め、または調査、指導を行うことができるものとする。

(その他の必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、岐ト協が別にこれを定める。なお、様式は全ト協に準じるものとする。

(附則) (平成23年4月28日)

1. 本要綱は平成23年4月1日より適用する。

2. 改正前の要綱（平成22年4月27日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

低公害車導入促進助成金交付申請書



(社) 岐阜県トラック協会会長 殿

（導入事業者） 申込者	会社住所	〒 ー 都道府県	TEL:
	会社名	ふりがな	FAX:
	代表者の役職・氏名	ふりがな	印
（導入事業者） 申込責任者	営業所		
	役職・氏名		
	連絡先所在地	〒 ー 都道府県	TEL: FAX:
（リースの場合） リース会社	会社住所	〒 ー 都道府県	TEL: FAX:
	会社名称	代表者氏名	
	担当者氏名	[TEL: FAX:]	

下記の車両について、導入の申請をいたします。（※印は該当する項目を○で囲む）

導入方法	※ リース（リース期間：4年・5年・6年・その他（ 年 ））・買取り		
導入車両	メーカー名・車名	メーカー名：	通称名：
	車両の型式	ー	最大積載量 (減トン前) <input type="text"/> トン ※車種クラス 小型車・中型車・大型車
	車両の形状等	※キャブ幅 → (標準・広幅) ※長さ → (ロング・ショート) ※ボディー → (バン・平ボディー・塵芥車・シャーシのみ・冷専・その他())	
	台数	台	登録予定日 平成 年 月 日
	営業所		
	車検証の使用の本拠の位置	〒 ー 都道府県	
運輸支局名等	運輸支局	自動車検査登録事務所	

販売会社	社名・支店・営業所等	
	連絡先所在地	〒 ー 都道府県 TEL: FAX:
	担当者名	

◎添付書類：見積書(写)

※岐阜県トラック協会使用欄 (申請者は記入しないで下さい。)

確認番号

※助成金×台数

岐ト協助成金額 円

受付印

ディーゼル微粒子除去装置助成事業

【実施要領】

1. 助成対象車両

車両総重量3.5トン以上の事業用貨物自動車で岐阜及び飛騨ナンバーの車両

2. 助成金額（交付要綱第4条の別表1）

区 分	車両総重量 3.5t以上8t未満	車両総重量 8t以上
DPF 酸化触媒	装置単価の1/4 (限度額5万円)	装置単価の1/4 (限度額10万円)
NOx・PM減少装置	装置単価の1/4 (限度額20万円)	

※千円未満は切捨てとする。

※消費税は助成の対象外とする。

※装置単価には装着費用を含む。但し、自社工場で装着する場合は、装着費用は対象外とする。

3. 助成対象装置

国又は地方公共団体が認定した装置で平成24年3月1日以降に新たに装着したもの

4. 予 算

195万円

5. 実績報告提出期間

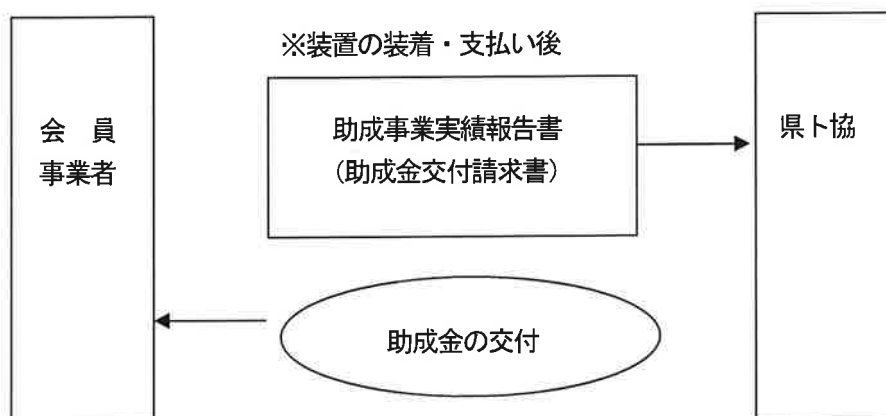
平成24年5月21日（月）～ 平成25年2月28日（木）

6. 留意事項

(1) ディーゼル微粒子除去装置助成事業実績報告書（様式1）

原則として、装置装着・支払後、翌月末日までに助成事業実績報告書（助成金交付請求書）にてご報告下さい。

< 助成のフローチャート >



ディーゼル微粒子除去装置助成金交付要綱

平成 20年 4月 28日 一部改正
社団法人 岐阜県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人 岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）がディーゼル車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を低減させるために、新たに使用過程車にディーゼル微粒子除去装置（以下「装置」という。）を装着する会員事業者（以下「事業者」という。）に対しての助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

装置とは、国土交通大臣又は地方公共団体が認定した軽油を原動機の燃料とする自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質を減少させる装置をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、原則として装置を新たに購入して取り付ける事業者とする。

2 前項の装置を取り付ける車両は岐阜及び飛騨ナンバーの車両に限る。

(助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、別表1に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

(助成対象車両)

第5条 助成の対象となる車両は、車両総重量3.5 t以上の車両であり、登録年月日が前年度の3月末日までの車両に限る。

(装置の装着)

第6条 助成金の対象となる装置は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月15日までに装着を完了し、支払いが終了するものでなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 事業者は、装置の装着が完了したときは、様式1の「ディーゼル微粒子除去装置助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を、岐ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 岐ト協は、前条の「ディーゼル微粒子除去装置助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第9条 事業者は、交付対象となった装置を取り付けた日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第10条 岐ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求め、または調査、指導を行うことができるものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成20年4月28日)

本要綱は平成20年4月1日より適用する。

改正前の要綱(平成19年4月25日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾関卓司 殿

名称
住所
代表者

㊦

ディーゼル微粒子除去装置助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

ディーゼル微粒子除去装置助成金交付要綱第7条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求致します。

記

助成金請求額 _____ 円 (社) 岐阜県トラック協会

- 1. 装着車両台数：酸化触媒 台
- D P F 台
- NOx・PM低減装置 台

2. 報告内訳： 別紙装置内訳書の通り

3. 振込先銀行口座：

口座名義	
銀行名	銀行・信用金庫
支店名	支店
預金種別	普通・当座
口座番号	

- 4. 添付書類：装置報告内訳書、装置取付証明書(写)、
装置メーカー等が発行した請求書(写)、領収書等(写)

ディーゼル微粒子除去装置報告内訳書

事業者名 _____

装着車両										装置			
番号	営業所名	車名	登録番号	初度登録年月	車両型式	車両総重量	メーカー	装置型式	装置単価	種別	装着年月日		
(例)	本社	日野	岐阜100い〇〇〇〇	9年7月	KC-	25,000	日野	22A	400,000	触媒	平成24年6月20日		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

(注) 装置単価は消費税を除いた価格

種別は DPF、酸化触媒 又は NOx・PM

連絡先

部署・役職

担当者名

TEL

ディーゼル微粒子除去装置報告内訳書

事業者名 _____

		装着車両					装置				
番号	営業所名	車名	登録番号	初度登録年月	車両型式	車両総重量	メーカー	装置型式	装置単価	種別	装着年月日
(例)	本社	日野	岐阜100い〇〇〇〇	9年7月	KC-	25,000	日野	22A	400,000	触媒	平成24年6月20日
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

(注) 装置単価は消費税を除いた価格 種別は DPF、酸化触媒 又は NOx・PM

連絡先 _____ TEL _____

部署・役職 _____ 担当者名 _____

EMS用機器導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象機器

- (1) エコドライブ管理システム（EMS）用車載器で、別表に示すもの。
- (2) 平成24年3月1日以降に岐阜及び飛騨ナンバーの事業用貨物自動車に導入（新品）するものに限る。

2. 助成金額

- (1) 車載器1台当たり 30,000円（別途、全ト協より 10,000円）
但し、購入価格（税抜き）が、各助成金合計額以下の車載器は、購入価格（千円未満切り捨て）まで。
※注1：ドライブレコーダー一体型は、ドライブレコーダー用機器導入助成金と双方の助成を受けることができる。
※注2：国の補助を受ける機器は、全ト協の助成は受けることができません。
- (2) 保有車両数（以下、車両数）により、助成台数の上限を設ける。
 - ①車両数30両超は、車両数の3分の1（小数点以下切上げ）とし、30台を上限とする。
 - ②車両数30両以下は、10台まで。※保有車両数（被牽引車を除く）は、平成24年3月31日現在とする。

3. 予 算

1,200万円

4. 交付申請期間

平成24年5月21日（月）～平成24年12月21日（金）

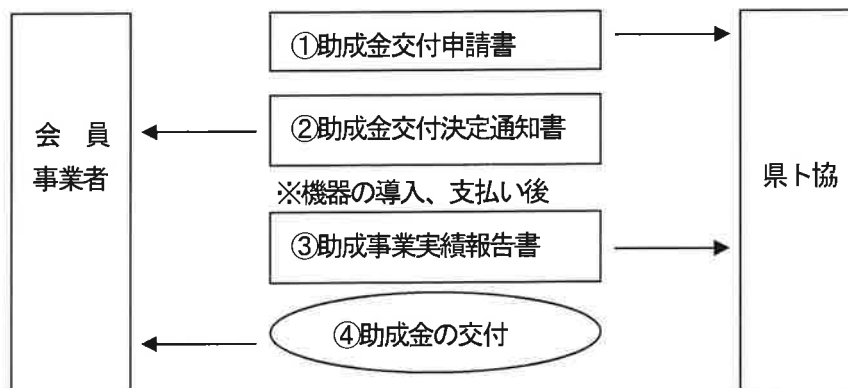
5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

- (1) 交付決定通知
申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。
- (2) EMS用機器導入促進助成事業実績報告書（様式3）
機器導入・支払後、概ね1ヶ月以内に報告する。【最終報告期限：平成25年2月15日（金）】
- (3) 全日本トラック協会の助成
全日本トラック協会においても別途助成措置があり、当協会への実績報告順に申請する。
- (4) 導入効果等の報告
車両の活用状況、導入による効果等に関して報告していただきます（報告（調査票）は別途送付）。

〈助成のフローチャート〉



※交付決定後の申請の変更又は取下げは、「助成金交付申請（変更・取下）届出書」が必要です。

平成24年度対象機器一覧(EMS機器)

No1

平成24年5月18日現在

☆EMS機器(映像記録タイプを除く)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
矢崎総業	デジタコ本体	DTG1	自TD-1	
		DTG2、DTG2L	自TD-11	
		DTG3	自TDⅡ-5	
		DTG4	自TDⅡ-9	
		YAZAC-eye3T	自TDⅡ-25	
	テレマティクス	YAZAC-TLM2		
富士通	デジタコ本体	FV5511A2	自TD-13	MBCD/communications
		FV5511B2		
		FV5601A1	自TD-14	MBCD/basic
		FV5601B1		
		FV5501A1	自TD-9	MBC2002
		FV5501B1		
		FV5512A2	自TDⅡ-3	MBCD/communicationsⅡ
		FV5512B2		
		FV5602A1	自TDⅡ-2	MBCD/basicⅡ
		FV5602B1		
		FV7100C1	自TDⅡ-21	DTS-C1
		FV7100C1M	自TDⅡ-23	DTS-C1M
		FV7100C1X	自TDⅡ-24	DTS-C1X
		TV7000A1	自TDⅡ-8	DTS-A1
	TV7000A1G	自TDⅡ-8	DTS-A1G	
	ドラレコ内蔵	FV7100C1D	自TDⅡ-21	DTS-C1D
		FV7100C1MD	自TDⅡ-23	DTS-C1MD
		FV7100C1XD	自TDⅡ-24	DTS-C1XD
	モバイルトレーサー	FV7100B1		DTS-B1
		FV7100B1M		DTS-B1M
		FV7100B1F		DTS-B1F
ホリバアイテック	デジタコ本体	HIT-802G	自TDⅡ-13	
		HIT-802GA	自TDⅡ-13	
		HIT-1100	自TDⅡ-17	
		HIT-1100Y	自TDⅡ-17	

平成24年度対象機器一覧(EMS機器)

No2

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式 指定番号	備考
データ・テック	SRPocket	M67		
	SRDigitacho	M603(M603DR)	自TDⅡ-11	ドラレコ(DVRmini+)との セットはM603DRと表記
	SRVDigitacho	M610	自TDⅡ-27	
ミヤマ	ナビゲーションユニット	MHS-03DT	自TDⅡ-12	エコドライブナビゲーションシステム
日野自動車	ドライブマスター			
いすゞ自動車	みまもりくんコントローラー	みまもりくんコントローラー	自TDⅡ-6	
光英システム	車載端末機	K-220		統合輸配送管理システム
	車載端末機	K-250		統合輸配送管理システム
	車載端末機	KD-250	自TDⅡ-14	統合輸配送管理システム
トワード	TRU-SAM	TK1512-12		
データロン	車載端末機	TMS-1		
日米電子	車載端末機	D-NASⅢ		車両動態管理システム
三菱ふそう トラック・バス	エコフリートPRO	QZ064660A (QZ064680A)	自TDⅡ-10	ドラレコ(DVRmini+)との セットはQZ064680Aと表 記
パイオニア販売	セールスログプラス	BIT-10 GPS-M1ZZ		GPS構成
		AVIC-MRZ07-B2		ナビ構成
		AVIC-MRZ05-B2		ナビ単体
		AVIC-T99-B2		ナビ単体
		AVIC-T77-B2		ナビ単体
システック	POSITION SEEKER	PS30-00S		
アポロ技研	AdaptEco	AD-E1		
あきば商会	タコドラ	MAS-A1	自TDⅡ-28	
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100	自TDⅡ-18	
	ドライビングパートナー	DDD-100-DR	自TDⅡ-18	
NECソフト	Drive Manager V2	FV7100B4N		DTS-B3
日本低炭素開発	EcoDriveManager	EDM-01		
UDトラックス	デジタコ本体	NDT-200	自TDⅡ-26	UDインフォメーションサービス
沖電気工業	エコポジ	NDC-1000		
クラリオン	ドライブレコーダー	CF-2500A-A	自TDⅡ-20	

※解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については対象外とする。

EMS用機器導入促進助成金交付要綱

平成22年4月27日一部改正
社団法人 岐阜県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の普及を図るため、EMS用機器の導入する会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成の対象となる機器は、エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器（以下「機器」という。）で別表に示すものとする。

2 前項の機器を取り付ける車両は、岐阜及び飛騨ナンバーの車両に限る。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに装着する機器に対して、1台当り3万円を交付する。

ただし、国等の補助金及び助成金の合計額が機器の価格を超えない範囲で実施するものとする。

(交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「EMS用機器導入促進助成金交付申請書」により、別に定める期日までに岐ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第5条 岐ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式2の「EMS用機器導入促進助成金交付決定通知書」により事業者に通知する。

2 岐ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 事業者は、機器の装着及び支払いが完了したときは、様式3の「EMS用機器導入助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を岐ト協に提出しなければならない。

(実績報告提出期限)

第7条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度2月末日までとする。

(助成金の交付)

第8条 岐ト協は、第6条の「EMS用機器導入助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実績結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 事業者は、交付決定後、申請の変更又は取下げをするときは、速やかに「EMS用機器導入促進助成金交付申請（変更・取下げ）届出書」を岐ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成金の返還)

第10条 事業者は、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 事業者又は交付対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、岐ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該機器が装着の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 事業者が岐ト協を退会したとき。

(機器の処分制限)

第11条 事業者は、交付対象となった機器を導入した日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ岐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

附則（平成22年4月27日）

1. 本要綱は平成22年4月1日より適用する。

2. 改正前の要綱（平成21年4月28日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾関卓司 殿

名 称
住 所
代表者

㊟

EMS用機器導入促進助成金交付申請書

EMS用機器導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について、下記の通り申請します。

記

1. 導入機器数 台

2. 助成金申請額 円 【岐ト協 車載器1台当り 30,000円】

 円 【全ト協 車載器1台当り 10,000円】(注)

(注)：国の補助金との重複不可

3. 添付書類

- ① 導入車両・機器一覧表 ② 見積書(写) ③ 誓約書(全ト協の助成を受ける場合)

連絡先

部署・役職	担当者名	電話番号

EMS用機器導入車両・機器一覧表

導入車両			導入機器		
番号	営業所名	登録番号	メーカー名	機器名称・型式	導入予定日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※新車への導入は、登録番号欄に「新車」と記入すること。

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会 長 尾 関 卓 司 殿

住 所
名 称
代表者

㊟

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここに誓います。

記

1. 機器名

2. 導入車両

3. 装着車両

4. 導入（予定）年月日

エコタイヤ装着助成事業

【実施要領】

1. 助成対象：平成24年3月1日以降に新たに装着・購入したエコタイヤ

(1) 転がり抵抗を30%低減するエコタイヤで別表に示すもの。

※但し、上記と同程度の機能を有するタイヤについては、メーカー又は販売店より資料説明を求めた上、別途対象とすることが出来る。

(2) エコタイヤを装着・購入する車両は、岐阜及び飛騨ナンバーの事業用貨物自動車に限る。

2. 助成金額

(1) エコタイヤ1本あたり 2,000円

(2) 保有車両数（以下、車両数）により、助成本数の上限を設ける。

①車両数50両以下は、車両数の10倍までとする。

②車両数51両以上は、500本までとする。

※保有車両数（被牽引車を除く）は、平成24年3月末現在とする。

3. 予 算

1,000万円（5,000本）

4. 実績報告提出期限

平成25年2月28日（木）まで

※なお、上限本数に達するまでは、再申請ができる。

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

装着・購入・支払い完了後、概ね1ヶ月以内に、エコタイヤ装着助成事業実績報告書（様式1）に、下記の書類を添付し岐阜県トラック協会総務課へ提出して下さい。

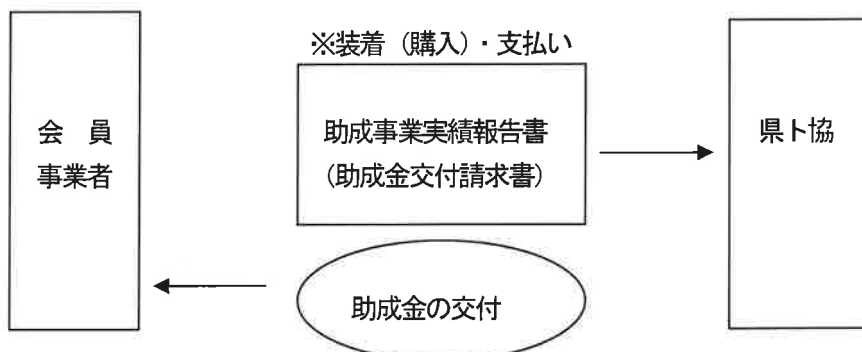
①請求書及び領収書の写し

※請求書（領収書）に商品名、型式、購入本数、購入日の記載があること。

※新車装着においては、発注指示書・仕様書等に商品名、型式、購入本数、発注日の記載があれば認める（リースの場合は、リース契約書も添付）。

②販売・装着証明書 ※証明書の記載事項は、販売者が必ず記入すること。

< 助成のフローチャート >



エコタイヤ装着助成事業対象タイヤ一覧表

平成24年5月18日現在

メーカー名	商品名	型式	備考
(株)ブリヂストン	エコピア (ECOPIA)	M891 II	転がり抵抗低減 (省燃費)
		M801	転がり抵抗低減 (省燃費)
		M812	" 小型車用 (省燃費)
		W911	" スタッドレス (省燃費)
		W911 II	" スタッドレス (省燃費)
		W901	" スタッドレス (省燃費)
		R221 II	" (省燃費)
		M885 (商品コード 5632)	" トレー用 (省燃費)
		R201	" 小型車用 (省燃費)
		R680	" 小型車用 (省燃費)
ダンロップ ファルケンタイヤ(株)	エコルト (ECORUT)	S P 128	転がり抵抗低減 (低燃費)
		S P 678k	"
		S P 628	"
		S P 668	"
		S P 068	"
	エナセーブ	V A N 01	"
		S P L T 38	"
エコラン (ECORUN)	M I - 587	"	
横浜ゴム(株)	ゼン (ZEN)	702 Z E - i	転がり抵抗低減 (低燃費)
		102 Z E	"
		902 Z E	" スタッドレス (低燃費)
		903 Z W	"
(株)トーヨータイヤ ジャパン	ゼロシス (ZEROSYS)	M166	転がり抵抗低減 (低燃費)
		M136	"
		M666	"
		M667	"
		M966	"
日本ミシュランタイヤ(株)	エナジータイヤ (ENERGY TIRE)	XZA2+ENERGY	転がり抵抗低減 (省燃費)
		XJE4 MIX ENERGY	"
		XDA2+ENERGY	"
		XZN MIX ENERGY	"
		X Coach ENERGY XZ	"
		X ENERGY SAVER GREEN NF	"
		X ICE GRIP ENERGY XZW	" スタッドレス (低燃費)
	グリーンタイヤ (GREEN TIRE)	XJW4 GREEN	"
		XJD4 GREEN	"
		XDW ICE GRIP GREEN	" スタッドレス (省燃費)
		AGILIS GREEN	" 小型車用 (省燃費)

※上記と同程度の機能を有するタイヤは助成対象とするが、①メーカーがエコタイヤとして推奨し、②低燃費(省燃費)がデータとして示されたものに限る。

エコタイヤ装着助成事業交付要綱

平成21年1月21日 制定
社団法人岐阜県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）は、燃費の向上によるCO₂の削減及び3R（リデュース・リユース・リサイクル）等による環境対策の一環として、エコタイヤを装着する会員事業者（以下「事業者」）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成の対象のエコタイヤは、転がり抵抗を30%低減するものとする。

2 エコタイヤを装着する車両は、岐阜及び飛騨ナンバーの車両に限る。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに装着したエコタイヤ1本あたり2,000円とする。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 事業者は、エコタイヤを装着または購入し支払いが完了したときは、様式1の「エコタイヤ装着助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を岐ト協に提出しなければならない。

なお、原則として提出は1回限りとし、分割提出は認めない。

(実績報告提出期限)

第5条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度2月末日までとする。

(助成金の交付)

第6条 岐ト協は、第4条の「エコタイヤ装着助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 事業者は、善良な管理者の注意をもって、装着したタイヤを管理しなければならない。

2 事業者又は交付対象となったタイヤが、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、岐ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該タイヤが装着の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 事業者が岐ト協を退会したとき。

(財産の処分制限)

第8条 事業者は、助成を受けたエコタイヤを装着または購入した日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、廃棄してはならない。但し、あらかじめ岐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 岐ト協は本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求め、又は調査、指導を行うことができるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

本要綱は平成20年4月1日より適用する。

社団法人 岐阜県トラック協会
 会長 尾関卓司 殿

名 称
 住 所
 代表者 ④
 〒
 (担当者)

エコタイヤ装着助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

エコタイヤ装着助成金交付要綱第 6 条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求致します。

記

助成金請求額 _____ **円**

1. 申請内訳

メーカー名	商品名	型式	本数	装着(購入)日

2. 振込先

口座名義							
銀行名	銀行・信用金庫						
支店名	支店						
預金種別	普通・当座						
口座番号							

3. 添付書類 ①請求書(写)、②領収書(写)、装着(販売)証明書
 ※請求書(領収書)に商品名・型式、購入本数、購入日の記載があること。
 ※新車装着の場合は、仕様書等に商品名・型式、購入本数、発注日等の記載があれば認める(リースの場合はリース契約書も添付)。

注：実績報告の最終期限は、平成25年2月28日(木)迄のため、ご注意ください。

エコタイヤ 販売／装着証明書

1. 事業者名（会員事業者名）

2. 商品名

3. 型 式

4. 本 数

5. 販売／装着日

平成 年 月 日

6. 販売単価

_____ 円（ 税抜き ・ 税込み ）

※記入事項は、漏れのないよう、必ず証明者（販売会社等）が記入してください。

上記につきまして、岐阜県トラック協会エコタイヤ装着助成金交付要綱に基づき、正しく販売・装着を実施したことを証明いたします。

平成 年 月 日

（販売／装着事業者）

住 所
名 称
代表者



グリーン経営認証取得促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

岐阜県内の認可営業所においてグリーン経営認証を取得または更新した事業者
※平成24年3月1日以降の取得または更新を対象とする。

2. 助成金額

①新規取得 : 1営業所あたり3万円

②更 新 : 1営業所あたり2万円

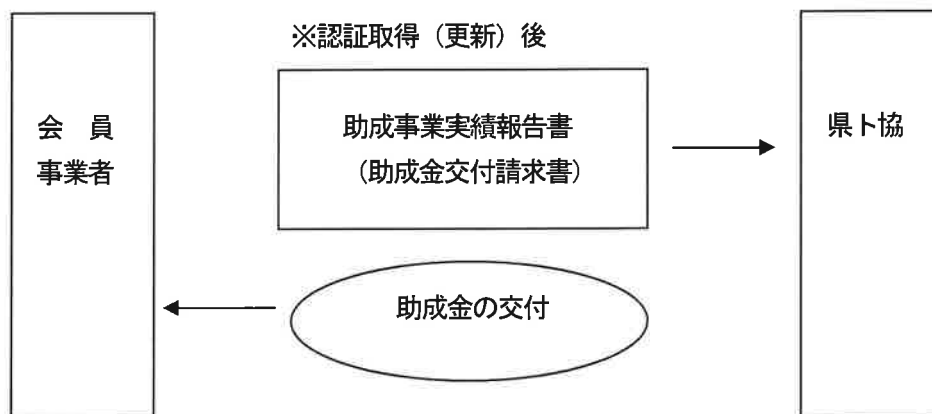
3. 予 算

90万円

4. 実績報告提出期間

平成24年5月21日（月）～ 平成25年2月28日（木）

< 助成のフローチャート >



グリーン経営認証取得促進助成金交付要綱

平成22年4月27日 制定
社団法人岐阜県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）は、自主的、計画的に環境負荷を削減することを目的に、グリーン経営認証の取得に取り組む会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という。）がトラック運送事業者に対して認証・登録を行うグリーン経営認証を取得または更新する事業者とする。

2 前項の認証を取得または更新する営業所は、岐阜県内の認可営業所に限る。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度にグリーン経営認証を取得または更新した場合、営業所ごとに次のとおり交付するものとする。

- ①取得：1営業所あたり3万円
- ②更新：1営業所あたり2万円

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 事業者は、グリーン経営認証を取得または更新したときは、様式1の「グリーン経営認証取得促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」を岐ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(実績報告提出期限)

第5条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度2月末日までとする。

(助成金の交付)

第6条 岐ト協は、前条の「グリーン経営認証取得促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(報告)

第7条 岐ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求め、または調査、指導を行うことができるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成22年4月27日)

本要綱は平成22年4月1日より適用する。

改正前の要綱(平成19年4月25日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

社団法人 岐阜県トラック協会
 会長 尾関卓司 殿

〒
 住 所
 名 称
 代表者名
 (担当者) 印
 TEL

グリーン経営認証取得促進助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

グリーン経営認証取得促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求致します。

記

助成金請求額 _____ 円

(1) 取得営業所数 _____ 営業所

(2) 更新営業所数 _____ 営業所

○ 振込先銀行口座

口座名義							
銀行名	銀行・信用金庫						
支店名	支店						
預金種別	普通・当座						
口座番号							

○ 添付書類 ①グリーン経営認証登録証(写) ②認証・更新営業所一覧表(別添)

グリーン経営認証取得・更新一覧表

事業者名 _____

番号	取得・更新の別	営業所名	取得(更新)年月日
1	取得・更新		
2	取得・更新		
3	取得・更新		
4	取得・更新		
5	取得・更新		
6	取得・更新		
7	取得・更新		
8	取得・更新		
9	取得・更新		
10	取得・更新		

※実績報告書の提出期限：平成25年2月28日(木)

アイドリングストップ支援機器導入助成事業

【実施要領】

1. 助成対象機器

- (1) トラックドライバーが休憩等のエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房用機器で、次に示すもの（対象機器の詳細は別紙1参照）。※平成24年3月1日以降に導入した機器（新品）を対象とする。
- ①エアヒータ
 - ②車載バッテリー式冷房装置
 - ③蓄冷式クーラー
 - ④温水式ヒータ
 - ⑤電気式毛布（外部電源対応機器を除く）
 - ⑥上記以外の機器であって、同等以上の性能を有すると認められるもの。
- (2) 岐阜及び飛騨ナンバーの事業用貨物自動車に導入するものに限る。

2. 助成金額【別紙1参照】

- (1) 全日本トラック協会及び岐阜県トラック協会助成対象機器：「全ト協助成」
取得価格（装着費用を含み、消費税は含まず）の1/2（千円未満切り捨て）で、上限12万円
※注：国の補助を受ける機器は、全ト協の助成は受けることができません。
- (2) 岐阜県トラック協会助成対象機器：「岐ト協助成」
取得価格（装着費用を含み、消費税は含まず）の1/4（千円未満切り捨て）で、別に定めた上限額
※電気式毛布については、岐阜・飛騨ナンバーの車両数（平成24年3月末日現在）までとする。
- (3) 1事業者当りの助成額の上限は、(1)と(2)合算で30万円までとする。

3. 予 算 岐ト協 150万円（全ト協 240万円）

4. 交付申請期間

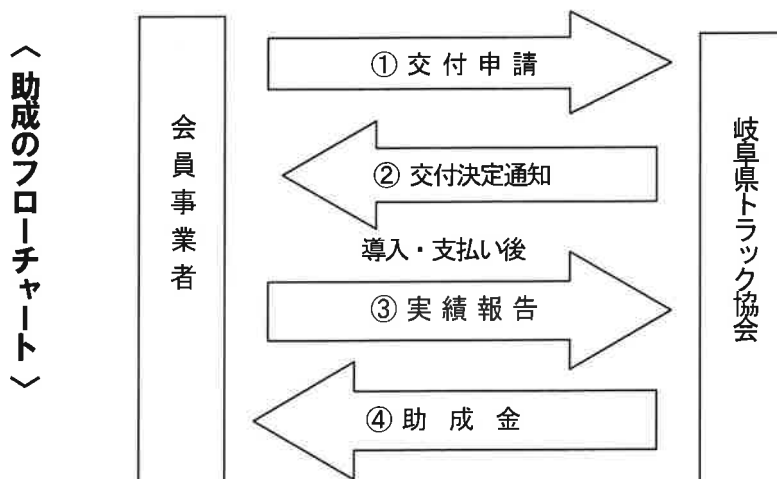
平成24年5月21日（月）～平成24年12月21日（金）

5. 適用可否決定

全ト協より助成を受けるため、上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

- (1) 交付決定通知
申請受理日から1ヶ月を目途に通知するものとする。
- (2) アイドリングストップ支援機器導入助成事業実績報告書（様式）
原則として、導入・支払後1ヶ月以内に助成事業実績報告書（助成金交付請求書）にて報告する。
但し、報告期限は平成25年2月15日（金）までとする。
- (3) 導入効果等の報告
車両の活用状況、導入による効果等に関して報告していただきます（報告（調査票）は別途送付）。



平成 24 年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金対象機器及び助成上限額

1. 全日本トラック協会及び岐阜県トラック協会助成対象機器【助成上限額：12万円】

(1) エアヒーター

ベバスト・ヒーター AT2000S [ベバスト ジーシーエス ジャパン(株)]
 ミクニトラックヒータ MYH16 [(株)ミクニ]
 エバースペツヒャー エアトロニック D2 [(株)ホワイトハウス]

(2) 車載バッテリー式冷房装置

エアースタイル・スリーピングシェルター付 [太陽工業 (株)]
 ベバストパーキングクーラー [ベバスト ジーシーエス ジャパン(株)]
 ISC-1500W i-cool [(株)アイシーエル]
 クールトロニック [(株)ホワイトハウス]
 パーキングエアコン [(株)ワーテックス]

2. 岐阜県トラック協会助成対象機器

(1) 蓄冷式クーラー及び温水式ヒーター【助成上限額：40,000円】

日野自動車：アイドルストップクーラー
 いすゞ自動車：ベツトルームクーラー
 三菱ふそう：リヤクーラー
 UDトラックス：ベツトルームクーラー
 デンソー：ベツトルームクーラー
 日野自動車：エコロジーヒーター
 三菱ふそう：ウォーターポンプ式パーキングヒーター

(2) 電気式毛布【助成上限額：7,000円】

ぬくぬくブランケット [(株)ヨシオ]
 あった丸 [(株)ソーアップ]
 ウォームスリーピング [(株)ワーテックス]
 しきぬっくⅡ [(株)デンソー]
 ちょっとねーる [(株)プロスタッフ]

※注1) 上記の助成上限額が適当でない機器については、個別に判断するものとする。

※注2) 上記と同等の性能を有する機器は対象となるため、要問い合わせのこと。

(事業主旨)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会(以下「岐ト協」という。)は、アイドリングストップの励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器(以下「機器」という。))を導入する会員事業者(以下「事業者」という。)に対して助成金を交付する。

(アイドリングストップ支援機器)

第2条 助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるものとする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) 温水式ヒーター
- (5) 電気式毛布

(助成金額)

第3条 助成金額は、(公社)全日本トラック協会の助成金制度を利用し、事業者が新たに導入する機器について、下記に定める額を助成する。

- (1) 全日本トラック協会及び岐阜県トラック協会助成対象機器

取得価格の2分の1に相当する額とする。但し、取得価格に消費税は含まない。

- (2) 岐阜県トラック協会助成対象機器

取得価格の4分の1に相当する額とする。但し、取得価格に消費税は含まない。

2 前項の助成金額の上限は、一事業者あたり30万円、1基あたりを別に定める。なお、電気式毛布の導入枚数の上限は、岐阜県内に使用の本拠を置く車両数までとする。

(交付申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書」により、別に定める期日までに岐ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第5条 岐ト協は、前項第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い様式2の「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付決定通知書」により事業者に通知する。

2 岐ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 事業者は、機器の装着及び支払いが完了したときは、別に定める期日までに、様式3の「アイドリングストップ支援機器導入助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)を岐ト協に提出しなければならない。

(助成金交付請求期限)

第7条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度2月末日までとする。

(助成金交付)

第8条 岐ト協は、第6条の「アイドリングストップ支援機器導入助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 事業者は、交付決定後、申請の変更又は取下げをするときは、速やかに「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請(変更・取下げ)届出書」を岐ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成金の返還)

第10条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 事業者又は交付対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、岐ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該機器が装着の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したのものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事業者が岐ト協を退会したとき。

(財産の処分制限)

第11条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して下記に示す期間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ岐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 全日本トラック協会及び岐阜県トラック協会助成対象機器：6年
- (2) 岐阜県トラック協会助成対象機器：3年(ただし、電気式毛布は1年)

(導入効果等の報告)

第12条 助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等を岐ト協に報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

附則(平成24年4月27日)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。

改正前の要綱(平成23年4月28日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

アイドリングストップ支援機器導入車両・機器一覧表

導入車両			導入機器		
番号	営業所名	登録番号	メーカー名	機器名称	導入 予定日
				機器価格	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※新車への導入は、登録番号欄に「新車」と記入すること。

※機器価格には、装着費用を含み、消費税は含まない。

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会 長 尾 関 卓 司 殿

住 所
名 称
代表者

㊦

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここに誓います。

記

1. 機器名

2. 導入車両

3. 装着車両

4. 導入（予定）年月日